

(資料14)

流山市総合運動公園整備運営事業の公募設置管理制度に関する基本協定書（案）

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した提案の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

流山市（以下「市」という。）と●●●（以下「事業者」という。）は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の6第1項に規定する、認定計画提出者（事業者）が行う流山市総合運動公園整備運営事業の公募設置管理制度に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、法及び流山市都市公園条例（昭和54年流山市条例第23号。以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、また、市が公表した「流山市総合運動公園整備運営事業事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）を受けて、事業者が市に提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類に基づき、市及び事業者が相互に協力し、流山市総合運動公園整備運営事業のうち、公募設置管理制度に係る事業（以下「本事業」という。）を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 募集要項等 本事業に関して市が公表した募集要項（法第5条の2第1項に定める公募設置等指針をいい、その後の変更を含む。）、参考資料、様式集及び質問回答書をいう。
- （2） 認定計画 事業者が募集要項等に基づき市に提出し、法第5条の5第1項に基づき認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類をいう。
- （3） 公募対象公園施設 募集要項等及び認定計画に基づき、事業者が設置・所有して管理運営する収益施設及び当施設に付帯する設備、その他法第5条の2第1項に定める公募対象公園施設をいう。
- （4） 特定公園施設 募集要項等及び認定計画に基づき、事業者が設置する法第5条の2第2項第5号に定める特定公園施設をいう。

(資料14)

- (5) 利便増進施設 募集要項等及び認定計画に基づき、事業者が設置して管理運営する法第5条の2第2項第6号に定める利便増進施設をいう。
- (6) 設計図書 公募対象公園施設及び特定公園施設に係る設計図及び特記仕様書をいう。
- (7) 設置管理許可 市が、法第5条の規定に基づき、事業者に対し、事業区域内で公募対象公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。
- (8) 設置管理許可使用料 設置管理許可に関連して、条例第19条に基づき徴収される使用料をいう。
- (9) 流山市総合運動公園整備運営事業特定公園施設譲渡契約書 市と事業者が別途契約する特定公園施設の建設及び譲渡に関する契約をいう。
- (10) 不可抗力 台風や豪雨、地震、疫病などといった事象であり、市及び事業者のいずれの攻めに帰さない事由によるものをいう。

(事業遂行の指針)

第3条 事業者は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、募集要項等及び認定計画に従って遂行しなければならない。

2 本協定、募集要項等及び認定計画の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、認定計画の順に、その解釈が優先されるものとする。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、募集要項等に従い実施する、公募対象公園施設の整備及び管理運営、特定公園施設の整備、利便増進施設の設置及び管理運営並びにこれらに付随し、関連する一切の行為により構成される。

(認定計画提出者の役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、事業者は、別表1のとおり役割分担して実施しなければならない。

2 事業者は、公募対象公園施設及び利便増進施設の設計、建設、管理運営並びに特定公園施設の設計、建設に関する一切の責任を連帯して負うものとする。また、事業者が公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設を設計する過程で、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、事業者がその紛争、損害の一切について、連帯して自己の責任と費用負担において解決するものとし、市に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

3 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、公募対象公園施設及び利便増進施設の

(資料14)

全部または一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。事業者が市の事前の書面による承諾を受けて公募対象公園施設及び利便増進施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として、対応する当該施設に関する本協定における事業者の権利義務の一切を当該第三者に承継しなければならない。

- 4 第1項の規定にない業務又は役割に疑義のある業務については、事業者がその都度、市の事前の書面による承諾を得て、業務を行う者を定めることとし、事業者はその結果について速やかに市に報告を行うものとする。

(事業日程)

第6条 本事業は別表2に従って実施することとする。

(認定計画提出者による資金調達及び公租公課の負担)

第7条 本事業に関して事業者において必要となる資金の調達は、本協定に別段の定めのあるものを除き、すべて事業者の費用及び責任において行うものとし、市は何らの保証義務等を負うものではないことを確認する。

- 2 本事業に関して生じる公租公課は、事業者の負担とする。

(認定計画の変更)

第8条 事業者は、認定計画を変更する必要がある場合、法第5条の6に基づき、市に変更の認定の申請を行い、市の認定を受けなければならない。

- 2 市は、前項の変更の認定の申請があったときは、募集要項等の内容に合致していると認める場合その他法第5条の6の要件を満たす場合にはその認定をしなければならない。

(許認可及び届出等)

第9条 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の設計及び建設並びに本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等は、事業者が自己の責任と費用負担において行うものとする。

- 2 事業者は、前項の許認可の取得、申請及び届出等には、市に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 市は、事業者から要請がある場合、事業者による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他の市が事業者にとって必要と判断する事項について協力しなければならない。
- 4 事業者は、市から要請がある場合、市による許認可の取得、申請及び届出等に必要

(資料14)

な資料の提出その他市が必要と判断する事項について協力しなければならない。

(整備に伴う各種調査)

第10条 事業者は、本事業に必要な測量、地質調査その他の調査を自己の責任と費用負担において行うものとする。

2 事業者は前項の調査等を行う場合、市に事前に連絡するものとし、当該調査等を終了したときは市に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 事業者は、本事業の実施にあたり、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、事業者の負担かつ責任において騒音・振動・交通渋滞・水質汚濁・地盤沈下等の対策及び周辺の環境整備を行わなければならない。

(関係事業者との連携)

第12条 事業者は、本事業の円滑な推進を目的として、市が合理的に要求する範囲で、流山市総合運動公園及び周辺施設の関係事業者との調整を実施しなければならない。

第2章 公募対象公園施設の設計・建設等

(公募対象公園施設の設計)

第13条 事業者は、募集要項等及び認定計画に従い、公募対象公園施設の設計を行い、設計図書を市に提出しなければならない。この場合において、市は、提出された設計図書について確認し、修正すべき点がある場合には、事業者に対して修正を指示することができる。

2 事業者は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任及び費用（設計上の不備及び事業者による設計変更により発生する、事業者の市及び第三者に対する又は市の第三者に対する損害賠償責任並びに増加費用の負担を含む。）を負担するものとする。

3 事業者は、公募対象公園施設の設計を行うにあたり、認定計画の内容に変更が必要となった場合、市と協議し、第8条に従い市の認定を得た上で、認定計画を変更し、変更後の内容に基づき公募対象公園施設の設計を行うことができる。

4 前項の規定に基づき、市が公募対象公園施設の設計の変更（以下本条及び次条において「設計変更」という。）を行う場合で、当該変更により事業者の追加的な費用が発生したときは、当該費用は事業者の負担とする。

5 市は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時事業者からの報告を求めることができ、事業者はこれに応じて速やかに市に対して適切な報告をしなければならない。

(資料14)

い。

- 6 事業者は、第1項の修正の指示があった場合は、速やかに当該修正指示に基づいて設計の内容を変更した設計図書を作成し、市に提出しなければならない。この場合において、市は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができ、その場合には、本項第一文に従うものとする。市が必要と認めるその後の修正についても同様とする。
- 7 市は、事業者から提出された設計図書が適当であると認められるときは、確認書を発行しなければならない。
- 8 市は、前項の確認書を発行したことを理由として、設計図書の全部又は一部について、事業者又は第三者に対する一切の責任を負わないものとする。

(公園管理者による公募対象公園施設の設計の変更)

- 第14条 市は、市が必要と認める場合は、前条第7項の確認書を発行した後であっても公募対象公園施設の設計変更を事業者に対して求めることができる。ただし、市は、認定計画の範囲を逸脱する設計図書の変更を事業者に対して求めることはできない。
- 2 事業者は、前項の規定により設計変更する場合は、当該設計変更により事業者の費用に増減が生じたときは、費用負担について市と協議することができる。ただし、市の指示による設計変更が事業者の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は事業者の調査の誤り若しくは不足による場合は、事業者が一切の費用を負担しなければならない。

(施工計画書等)

- 第15条 事業者は、公募対象公園施設の工事着手の20日前までに施工計画書（公募対象公園施設の建設工事を行う期間（以下、第2章において「工事期間」という。）、進捗率を記入した工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び2週間単位の週間工程表（施工計画書とあわせて、以下本条及び第17条において「施工計画書等」という。）を作成し、市に提出しなければならない。
- 2 市は、提出された施工計画書について、市が必要と認める場合は、内容の変更を事業者に対して求めることができ、事業者はこれに従い、速やかに施工計画書等を変更して市に提出しなければならない。
 - 3 事業者は、施工計画書等について、事業者が必要と認める場合は、市と協議し、市の承諾を得た上で、これを変更することができる。

(工事責任者の設置)

(資料14)

第16条 事業者は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事責任者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の資格を有する者をいう。）を設置し、市に報告しなければならない。工事責任者は、公募対象公園施設の工事にあたり、すべての工事現場の運営・監理を行い、市に、工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る市の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(建設工事)

第17条 事業者は、設計図書及び第15条に規定する施工計画書等に従って、公募対象公園施設の工事を行うものとする。

- 2 施工方法等、公募対象公園施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任及び費用負担において計画しなければならない。
- 3 事業者は、工事着手後、設計図書について、市と協議の上、市の事前の書面による承諾を受けて変更することができる。

(建設工事に係る設置管理許可等)

第18条 事業者は、公募対象公園施設の工事に着手する前に、法第5条に基づき、公募対象公園施設に係る公園施設設置許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）を提出し、市の許可を得なければならない。

- 2 事業者は、公募対象公園施設の供用開始予定日（第6条に定める。以下同じ。）の30日前までに、公園施設設置許可申請書及び公園施設管理許可申請書（以下「設置管理許可申請書」という。）並びに供用開始日予定日から令和28年3月31日までの期間に係る、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書（以下「公募対象公園施設管理運営計画書」という。）を市に対して提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ア 運営方針
- イ 運営形態
- ウ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- エ 環境対策（騒音・振動対策など）

(2) 年間維持管理計画

- ア 維持管理方針
- イ 清掃など美観の保持
- ウ 建築物、設備等保守、消防点検等
- エ 巡視、点検

(資料14)

オ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）

(3) 広報・宣伝計画

ア 広報・宣伝活動方針

イ 広報・宣伝活動形態及び体制

(4) 緊急時の体制及び対応

(5) 職員配置計画

(6) 収支計画

(7) その他、良好な管理運営に関すること

- 3 市は、前項の公募対象公園施設の設置管理許可申請書を審査し、公募対象公園施設が法第5条第2項の要件を満たし、当該許可申請書に記載された事項が法第5条第1項及び条例第12条第1項に定める記載事項に合致する場合、許可を与えるものとする。ただし、必要な場合には市は許可に条件を付することができる。
- 4 第1項の設置許可期間は、許可の日から公募対象公園施設の供用開始予定日までとする。
- 5 第2項の設置管理許可期間は、許可の日から2036年（令和18年）3月31日までの10年以内とする。
- 6 事業者は、公募対象公園施設の整備を行う際は、本協定、募集要項等及び認定計画に従ってこれを行わなければならない。

(継続許可の申請)

- 第19条 事業者は、前条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに、書面により市に対し意向を表明することとし、市は、第63条第3項に定める事業評価等により、事業者の維持管理及び運営状況が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、事業者は、許可期間満了の6か月前までに再度設置管理許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
- 2 前項による許可の期間は、2046年（令和28年）3月31日までの10年以内とする。
 - 3 第1項に定める再度の設置管理許可申請にあたり、事業者は、当該許可に係る申請書に、更新された許可期間の初日を含む会計年度（本事業における会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）に係る第18条第2項に定める公募対象公園施設管理運営計画書（ただし、更新後の許可期間についての項目に加えて、更新前の許可期間に係る次の各号に定める実施状況の報告を含む。）を添付して、提出しなければならない。

(資料14)

- (1) 第18条第2項第1号から第7号に関する実施状況
- (2) 資金調達計画の実施状況
- (3) 事業計画の実施状況

4 事業者は、法その他法令等の規定やその変更により市が許可を更新しない場合、又は第63条第3項に定める事業評価等により支障があると判断し市が許可を更新しない場合においても、市に保証や損害賠償を請求することができない。

(使用料及び収益還元の納付)

第20条 事業者は、公募対象公園施設の設置管理許可使用料を年度ごとに市が発行する納入通知書により納入期限内に納付するものとする。

2 設置管理許可使用料の対象範囲の特定に係る判断は、市が行う。

3 設置許可使用料は、公募設置等計画の提案額に基づき、1㎡あたり1日●●●円とする。条例改正により、条例規定額が提案額より高額となった場合は、条例規定額に読み替えるものとする。

4 管理許可使用料は、0円とする。条例改正により、条例規定額が0円より高額となった場合は、条例規定額に読み替えるものとする。

5 事業者による設置管理許可使用料の支払いに遅延があった場合、市はこれを市事業者間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(第三者の使用)

第21条 事業者は、公募対象公園施設の設計又は建設を第5条第1項に定める担当企業である構成法人以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、市に事前に書面により届出をして、承諾を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は、全て事業者の責任及び費用において行うものとし、公募対象公園施設の設計又は建設に関して、事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

3 市は、事業者に対して、随時、施工体制台帳及び事業者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(保険)

第22条 事業者は、自己の責任及び費用負担により、整備工事期間中及び管理運営期間中の保険契約を締結しなければならない。事業者は、当該保険契約の締結後、速やかに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写

(資料14)

しを提出しなければならない。

(公園管理者による説明要求及び立会い)

第23条 市は、公募対象公園施設の建設状況その他市が必要とする事項について、随時、事業者に対して説明を求めることができ、事業者はこれに応じて速やかに市に対して適切な説明をしなければならない。

2 前項に規定する説明の結果、建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

3 市は、工事期間中、事業者への事前の通知なしに公募対象公園施設の建設に立会うことができる。

4 事業者は、市が本条に規定する説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、公募対象公園施設の建設の全部又は一部に瑕疵又は不備（事業者の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、市に求めることができない。

(公園管理者による中間確認)

第24条 市は、公募対象公園施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

3 事業者は、市が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の建設の全部又は一部に瑕疵又は不備（事業者の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、市に求めることができない。

(認定計画提出者による完成検査)

第25条 事業者は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。また、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、市は、市が必要と認める場合、事業者に対して必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は事業者の負担とする。

3 事業者は、完成検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対し、完成検査の結果を報告するものとする。

(資料14)

- 4 事業者は、前項の規定に従い市に報告する際に、公園施設設置工事完了届と完成図書（完成図面、工事写真）を市に提出しなければならない。

(公園管理者による完成検査)

第26条 市は、前条第3項に基づく事業者の完成検査結果の報告後14日以内に、当該完成検査結果の報告に基づき、公募対象公園施設の完成検査を実施しなければならない。

- 2 前項の完成検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。事業者は、当該是正の完了後速やかに、市に是正の完了を報告しなければならない。

- 3 市は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完成検査を実施しなければならない。当該完成検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合の処理については、前項と同様とする。

(公園管理者による完成検査確認通知書の交付)

第27条 市は、前条による完成検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容に適合する場合には、完成検査確認通知書により事業者にこれを通知しなければならない。

- 2 市は、前項の完成検査確認通知書の通知を行ったことを理由として、何ら責任を負うものではない。

(工事期間の変更)

第28条 事業者は、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更について、市に対して協議することを求めることができる。この場合において、市は、事業者と協議の上、合理的な工事期間を定めることができ、事業者はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第29条 市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知した上で、公募対象公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項に従い公募対象公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(資料14)

(工事の一時中止による費用等の負担)

第30条 市は、前条の規定により事業者の責めに帰すことのできない事由によって建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、事業者が建設工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

2 事業者は、前条の規定により事業者の責めに帰すべき事由によって建設工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、事業者が建設工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害が及んだときは、必要な費用を負担しなければならない。

(建設工事中に認定計画提出者が第三者に与えた損害の取扱)

第31条 事業者が公募対象公園施設の建設に関し、第三者に損害を与えた場合、事業者は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、事業者は損害内容等を市に報告しなければならない。

(工事着手時の公園管理者に対する届出)

第32条 事業者は、公募対象公園施設の工事着手時に、市が指定する事項を記載した工事着手届を市に提出しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・建設等

(特定公園施設の設計)

第33条 事業者は、募集要項等及び認定計画に従い、特定公園施設の設計を行い、設計図書(特定公園施設譲渡価額の内訳書を含む。)を市に提出しなければならない。この場合において、市は、提出された図書について確認し、修正すべき点がある場合には、事業者に対して修正を指示することができる。

2 事業者は、特定公園施設の設計に関する一切の責任及び費用(設計上の不備及び事業者による設計変更により発生する、事業者の市及び第三者に対する又は市の第三者に対する損害賠償責任並びに増加費用の負担を含む。)を負担するものとする。

3 事業者は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定計画の内容に変更が必要となった場合、市と協議し、第8条に従い市の認定を得た上で、認定計画を変更し、変更後の内容に基づき特定公園施設の設計を行うことができる。

4 前項の規定に基づき、事業者が特定公園施設の設計の変更(以下本条及び次条にお

(資料14)

いて「設計変更」という。)を行う場合で、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、当該費用は事業者の負担とする。

- 5 市は、特定公園施設の設計の状況について、随時事業者からの報告を求めることができ、事業者はこれに応じて速やかに市に対して適切な報告をしなければならない。
- 6 事業者は、第1項の修正の指示があった場合は、速やかに当該修正指示に基づいて設計の内容を変更した図書を作成し、市に提出しなければならない。この場合において、市は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができ、その場合には、本項第一文に従うものとする。市が必要と認めるその後の修正についても同様とする。
- 7 市は、事業者から提出された設計図書が適当であると認められるときは、確認書を発行しなければならない。
- 8 市は、前項の確認書を発行したことを理由として、設計図書の全部又は一部について、事業者又は第三者に対する一切の責任を負わないものとする。

(公園管理者による特定公園施設の設計の変更)

- 第34条 市は、市が必要と認める場合は、前条第7項の確認書を発行した後であっても特定公園施設の設計変更を事業者に対して求めることができる。ただし、市は、認定計画の範囲を逸脱する設計図書の変更を事業者に対して求めることはできない。
- 2 事業者は、前項の規定により設計変更する場合において、当該設計変更により事業者の費用に増減が生じたときは、費用負担について市と協議しなければならない。ただし、市の指示による設計変更が事業者の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は事業者の調査の誤り若しくは不足による場合は、事業者が一切の費用を負担しなければならない。

(施工計画書等)

- 第35条 事業者は、特定公園施設の工事着手の20日前までに施工計画書(特定公園施設の建設工事を行う期間(以下、第3章において「工事期間」という。)、進捗率を記入した工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。)及び2週間単位の週間工程表(施工計画書とあわせて、以下本条及び第37条において「施工計画書等」という。)を作成し、市に提出しなければならない。なお、本条の施工計画書等は、第15条の施工計画書等と一体的に作成しても良い。
- 2 市は、提出された施工計画書等について、市が必要と認める場合は、内容の変更を事業者に対して求めることができ、事業者はこれに従い、速やかに施工計画書等を変更して市に提出しなければならない。

(資料14)

- 3 事業者は、提出した施工計画書等について、事業者が必要と認める場合は、市と協議し、市の承諾を得た上で、これを変更することができる。

(工事責任者の設置)

第36条 事業者は、特定公園施設の工事着手前に、工事責任者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者の資格を有する者をいう。）を設置し、市に報告しなければならない。工事責任者は、特定公園施設の工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、市に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる市の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(建設工事)

- 第37条 事業者は、設計図書及び第35条に規定する施工計画書等に従って、特定公園施設の建設を行うものとする。
- 2 施工方法等、特定公園施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任及び費用負担において計画しなければならない。
 - 3 事業者は、特定公園施設の工事の着手後、設計図書について、市と協議の上、市の事前の書面による承諾を受けて変更することができる。

(建設工事に係る設置管理許可等)

- 第38条 事業者は、特定公園施設の工事に着手する前に、法第5条に基づき、特定公園施設に係る設置許可申請書を提出し、市の許可を得なければならない。
- 2 市は、特定公園施設の設置許可申請書を審査し、特定公園施設が法第5条第2項の要件を満たし、当該許可申請書に記載された事項が法第5条第1項及び条例第12条第1項に定める記載事項に合致する場合、許可を与えるものとする。ただし、必要な場合には市は許可に条件を付すことができる。
 - 3 第1項の設置許可期間は、許可の日から第51条第2項で定める特定公園施設を市へ引渡す日までとする。
 - 4 事業者は、特定公園施設の整備を行う際は、本協定、募集要項等及び認定計画に従ってこれを行わなければならない。

(第三者の使用)

第39条 事業者は、特定公園施設の設計又は建設を第5条第1項に定める担当企業である構成法人以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、市に事前に書面によ

(資料14)

り届出をして、承諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は、全て事業者の責任及び費用において行うものとし、特定公園施設の設計又は建設に関して、事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 市は、事業者に対して、随時、施工体制台帳及び事業者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(保険)

第40条 事業者は、自己の責任及び費用負担により、整備期間中の保険契約を締結しなければならない。事業者は、当該保険契約の締結後、速やかに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写しを提出しなければならない。

(公園管理者による説明要求及び立会い)

- 第41条 市は、特定公園施設の建設状況その他市が必要とする事項について、随時、事業者に対して説明を求めることができ、事業者はこれに応じて速やかに市に対して適切な説明をしなければならない。
- 2 前項に規定する説明の結果、建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。
- 3 市は、工事期間中、事業者への事前の通知なしに特定公園施設の建設に立会うことができる。
- 4 事業者は、市が本条第1項及び第3項に規定する説明を受けたこと又は立会を行ったことを理由として、特定公園施設の建設の全部又は一部に瑕疵又は不備（事業者の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、市に求めることができない。

(公園管理者による中間確認)

- 第42条 市は、特定公園施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。
- 2 中間確認の結果、建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、やむを得ない場合を除き、これに従わなければならない。
- 3 事業者は、市が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設

(資料14)

の建設の全部又は一部に瑕疵又は不備(事業者の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、市に求めることができない。

(認定計画提出者による完成検査)

第43条 事業者は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。また、特定公園施設の完成検査の日程を、事前に市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、市は、市が必要と認める場合、事業者に対して必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は事業者の負担とする。

3 事業者は、完成検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対し、完成検査の結果を報告するものとする。

4 事業者は、前項の規定に従い市に報告する際に、公園施設設置工事完了届と完成図書(完成図面、工事写真、出来形管理調書、品質管理調書、建設副産物処理調書)を市に提出しなければならない。

(公園管理者による完成検査)

第44条 市は、前条第3項に基づく事業者の完成検査結果の報告後14日以内に、当該完成検査結果の報告に基づき、特定公園施設の完成検査を実施しなければならない。

2 前項の完成検査の結果、特定公園施設の建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。事業者は、当該是正の完了後速やかに、市に是正の完了を報告しなければならない。

3 市は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完成検査を実施しなければならない。当該完成検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合の処理については、前項と同様とする。

(公園管理者による完成検査確認通知書の交付)

第45条 市は、前条による完成検査の結果、特定公園施設の建設状況が設計図書の内容に適合する場合には、完成検査確認通知書により事業者にこれを通知しなければならない。

2 市は、前項の完成検査確認通知書の通知を行ったことを理由として、何ら責任を負うものではない。

(資料14)

(工事期間の変更)

第46条 事業者は、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更について、市に対して協議することを求めることができる。この場合において、市は、事業者と協議の上、合理的な工事期間を定めることができ、事業者はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第47条 市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知した上で、特定公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
2 市は、前項に従い特定公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第48条 市は、前条の規定により事業者の責めに帰すことのできない事由によって建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、事業者が建設工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
2 事業者は、前条の規定により事業者の責めに帰すべき事由によって建設工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、事業者が建設工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害が及んだときは、必要な費用を負担しなければならない。

(建設工事中に認定計画提出者が第三者に与えた損害の取扱)

第49条 事業者が特定公園施設の建設に関し、第三者に損害を与えた場合、事業者は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、事業者は損害内容等を市に報告しなければならない。

(工事開始時の公園管理者に対する届出)

第50条 事業者は、特定公園施設の工事着手時に、市が指定する事項を記載した工事着手届を市に提出しなければならない。

(資料14)

第4章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

- 第51条 事業者は、第43条に規定する完成検査に合格した場合には、市に対して、特定公園施設を譲渡しなければならない。
- 2 事業者は、特定公園施設について令和●●年●●月●●日(以下「引渡日」という。)までに引渡しを行うものとする。ただし、市と事業者は、協議により当該引渡日を変更することができるものとする。
- 3 市と事業者は、特定公園施設の譲渡について、別途、「流山市総合運動公園整備運営事業 公募設置等計画に係る特定公園施設譲渡契約」を締結する。
- 4 特定公園施設の工事費に対して市が負担する金額の上限は、金●●●●円とする。

(瑕疵担保)

- 第52条 市は、特定公園施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第5章 利便増進施設の設置等

(設置工事)

- 第53条 事業者は、利便増進施設の設置工事に着手する前に、法第6条に基づき、利便増進施設に係る占用許可の申請書を提出し、市の許可を得なければならない。
- 2 市は、利便増進施設に係る占用許可申請書を審査し、利便増進施設が法第6条及び法第7条の要件を満たし、当該許可申請書に記載された事項が法第6条第2項及び条例第12条第2項に定める記載事項に合致する場合、許可を与えるものとする。ただし、必要な場合には市は許可に条件を付することができる。
- 3 前項の占用許可の期間は、10年を超えない範囲内において市の定める合理的な期間とし、事業者は、募集要項等及び認定計画に従い、事業期間(第73条に定める。)の間、当該公園占用許可の更新を市に申請することができる。
- 4 事業者は、利便増進施設の整備を行う際は、本協定、募集要項等及び認定計画に従ってこれを行わなければならない。
- 5 事業者は、利便増進施設の設置に関する一切の責任及び費用を負担するものとする。
- 6 事業者は、利便増進施設の設置を行うにあたり、認定計画の内容に変更が必要となった場合、市と協議し、第8条に従い市の認定を得た上で、認定計画を変更し、変更後の内容に基づき利便増進施設の設置を行うことができる。
- 7 前項の規定に基づき、事業者が利便増進施設の設置の変更を行う場合で、当該変更

(資料14)

により事業者に追加的な費用が発生したときは、当該費用は事業者の負担とする。

(工事着手及び完了時の公園管理者に対する届出)

第54条 事業者は、利便増進施設の工事着手時に、市が指定する事項を記載した工事着手届を市に提出しなければならない。

2 事業者は、利便増進施設の工事完成時に、都市公園占用工事完了届を市に提出しなければならない。

(占用料の納付)

第55条 事業者は、利便増進施設に係る占用料を年度ごとに市が発行する納入通知書により納入期限内に納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年度で、占用期間が1年に満たない場合は、月割計算により支払うものとし、1月未満の端数があるときは、端数を1月とみなして計算する。

2 占用料は、条例規定額に基づき、看板又は広告塔の表示面積1㎡あたり年5,820円とする。条例改正により、規定額が変更となった場合は、変更後の規定額に読み替えるものとする。

3 事業者による占用料の支払いに遅延があった場合、市はこれを市事業者間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(許可の取り消し等)

第56条 市は、本公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第53条に規定する許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、事業者が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。

3 市は、事業者が法その他関係法令又は許可条件に違反した場合には、第53条に規定する許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。この場合において、事業者に損失が生じても、市はその補償を行わないものとする。

4 市において、利便増進施設の管理運営業務の水準が、募集要項等及び認定計画の要求水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにも関わらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、市は第53条に規定する許可を取り消すことができるものとする。

(資料14)

第6章 指定管理による特定公園施設の管理運営

(管理運営)

第57条 特定公園施設を市に譲渡した後は市又は指定管理者が管理運営するものとする。

第7章 公募対象公園施設の管理運営等

(管理運営)

第58条 事業者は、第18条の規定による許可の際に付された許可条件、募集要項等、認定計画、本協定、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に公募対象公園施設の維持管理及び運営を行うものとする。

(公園管理者による中間評価)

第59条 市は、第18条第2項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び運営状況について、毎会計年度の中間において、次の各号に掲げる事項につき、中間評価を実施することができる。

- (1) 認定計画や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されているか。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備がないか。

(許可の取り消し等)

第60条 市は、本公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第18条に規定する許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、事業者が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。
- 3 市は、事業者が法その他関係法令又は許可条件に違反した場合には、第18条に規定する許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。この場合において、事業者に損失が生じても、市はその補償を行わないものとする。
- 4 市において、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、募集要項等及び認定計画の要求水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は命令を行ったにも関わらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、市は第18条に規定する許可を取り消すことができるものとする。

(資料14)

(変更許可申請)

第61条 事業者は、第18条の許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、市と協議し、市の承認を得た上で、変更事項及び変更理由を記載した公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書を市に提出し、その許可を得なければならない。

2 事業者は、前項に基づく変更の結果、公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、市と協議し、市の承認を得た上で、公募設置等計画を変更しなければならない。

(改善命令)

第62条 市は、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、募集要項等及び認定計画の要求水準に達していないと判断した場合、事業者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は命令を行うことができる。

(事業報告及び評価)

第63条 事業者は、第18条第2項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成して、前会計年度の2月末日までに、市へ提出しなければならない。

2 事業者は、維持管理及び運営状況を記載した事業報告書を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後30日以内に市へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、市事業者協議の上、市が決定する。

3 市は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

(1) 認定計画や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。

(2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

(3) 公募対象公園施設の維持管理が適切に行われていたか。

(第三者の使用)

第64条 事業者は、事業者が所有する公募対象公園施設を第三者に使用させる場合は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約に基づき使用させるものとし、当該定期建物賃貸借契約の内容について、事前に市の承諾を取得した上、次の各号に掲げる措置をとるものとする。なお、事業者は、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

(1) 賃借人に本協定の規定、設置管理許可の条件、その他関係法令等を遵守させること。

(資料14)

- (2) 市が本事業に関する許認可等（設置管理許可を含む。）を取り消した場合、又は国、地方公共団体又は公共的団体によって、公募対象公園施設を公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、当該定期建物賃貸借契約の期間内であっても、速やかに賃借人との当該定期建物賃貸借契約を解除すること。
- (3) 賃借人が転貸を行うことを禁止すること。また、賃借人が当該定期建物賃貸借契約によって生ずる権利義務又は契約上の地位を第三者へ譲渡又は担保に供することを禁止すること。
- (4) 事業者と賃借人との間で発生した紛争等については、事業者の責任及び費用負担において一切を処理すること。

(災害時の対応)

- 第65条 事業者は、本事業の実施にあたり、事故、災害等（疫病等の不可抗力を含む。）に対応するための体制を整備し、その体制について書面により市に報告しなければならない。
- 2 事業者は、本公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、市に協力しなければならない。
 - 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、事業者は、当該事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を市に報告し、市の指示に従うものとする。
 - 4 市は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、事業者に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(原状回復)

- 第66条 事業者は、設置管理許可に定める有効期間の終了日まで又は本協定の解除日から6月以内のうちいずれか早い日までに、事業区域を原状に回復の上、市の立会いのもとで市に返還しなければならない。ただし、設置管理許可に定める有効期間の終了日又は本協定の解除日から6月以内の市が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と事業者との間で、事業者の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について市が同意した場合は、市が付した条件の下に全部又は一部について現状有姿で譲渡する。
- 2 第1項の規定による原状回復にかかる費用は、事業者が負担する。
 - 3 事業者は、前項の規定を担保するため、保証金として原状回復にかかる費用を公募対象公園施設の運営開始前までに無利子で預託しなければならない。

(資料14)

- 4 前項に定める額は、金●●●●円とする。
- 5 事業者が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、市の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、原状回復工事の設計時に市と事業者が協議して決定する。
 - (3) 事業者は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、公園施設設置(管理)廃止届に設計内容等の必要書類を付して書面により市に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 事業者は、前号の市の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、市が原状回復の条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、事業者に対し、設計内容の修正を求めることができる。
 - (5) 事業者は、原状回復が完了した後、市に都市公園原状回復届を提出しなければならない。
- 6 市は、事業者が前項の規定により原状回復を行った場合、原状回復が完了したことを確認した日から1月以内に第4項に定める額を返金する。
- 7 事業者が第1項の規定による原状回復を行わない場合、市は代わりに原状回復を行い、第3項から第4項に基づき予め預かった撤去費用を原状回復に要した費用に充て、不足が発生した場合はその不足額を事業者に請求することができる。
- 8 前項により、市が代わりに撤去工事を行ったのち、第3項から第4項に基づき予め預かった保証金に余剰額が発生した場合は、その額を事業者に返却する。
- 9 第7項により、事業者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。
- 10 事業者は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付した書面を市に提出し、市の承諾を受けなければならない。
- 11 事業者は、第1項ただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、書面等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。
- 12 前各項の規定に関わらず、市が事業期間終了日の1年前までに事業者に通知した場合は、事業期間終了時点において、市は事業者から、公募対象公園施設(什器備品等を含む。)を現状有姿にて無償で譲り受けることができ、この場合、事業者は第1項の規定による原状回復義務を負わない。

(資料14)

(自己責任)

- 第67条 事業者は、その責任と費用負担により、自ら設置管理許可に定められる区域（公募対象公園施設を含む。）の清掃、維持管理を行うこととする。
- 2 事業者が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議・調整等は、事業者が行うものとする。
 - 3 事業者は、設置管理許可に定められる区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮しなければならない。

第8章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

- 第68条 事業者は、本協定締結日の後に不可抗力により、本協定又は提案書類で提示された条件に従って本事業を行うことができなくなった場合、若しくは本協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに市に対して通知しなければならない。事業者が当該通知を怠った場合、これにより市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市及び事業者は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 3 市が事業者から、第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
 - 4 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本協定の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対応する方法（追加費用の負担の所在を含む。）を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。
 - 5 協定期間中の市及び事業者のリスクの分担は 別記1 リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別表リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については市及び事業者の協議により決定する。
 - 6 事業者は、いかなる場合においても、市に対し営業補償、休養補償その他事業者に生じた一切の増加費用又は損害を請求することができない。
 - 7 不可抗力により本協定の全部又は一部が履行不能となった場合、事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、募集要項等に従った対応を行うものとする。

(資料14)

(不可抗力による協定解除)

第69条 不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は事業者と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

2 本協定の締結後における不可抗力により、事業者が本事業のうち公募対象公園施設の管理運営の継続が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、事業者は、市と協議の上、本協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。この場合、市は既納の使用料の全部又は一部を事業者に還付することができる。

3 市は、第1項により本協定が解除される場合で、特定公園施設の出来形が存在する場合、本協定解除後、建設中の特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の所有権移転・引渡しを受けた上で、当該出来形に相応する対価を事業者に支払うものとする。当該支払方法については、事業者と協議の上、市が決定しなければならない。

(法令等の変更)

第70条 市と事業者は、本協定の締結後、法令等が変更されたことにより、本協定の履行が困難になった場合、対応について協議を行うものとする。

(法令等の変更による損害等)

第71条 法令等の変更、追加により、市又は事業者に追加費用又は損害が生じた場合、その追加費用又は損害は各自の負担を原則とする。

(法令等の変更による協定解除)

第72条 本協定の締結後に行われた法令等の変更により、本事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、市と事業者は、協議の上、本協定を解除することができる。

2 市は、前項により本協定が解除される場合で、特定公園施設の出来形が存在する場合、本協定解除後、建設中の特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の所有権移転・引渡しを受けた上で、当該出来形に相応する対価を事業者に支払うものとする。当該支払方法については、事業者と協議の上、市が決定しなければならない。

(資料14)

第9章 協定期間及び協定の解除

(事業期間)

第73条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から2046年（令和28年）3月31日までとする。ただし、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、本協定は、その時点において終了する。

2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、市が定め、別途事業者に通知しなければならない。

- (1) 設置管理許可が取り消された場合
- (2) 設置管理許可を更新しない場合
- (3) 本事業を途中で中止する場合

(認定計画の有効期間)

第74条 認定計画の有効期間は、公募設置等計画の認定日から2046年（令和28年）3月31日までとする。

(公園管理者の解除権)

第75条 市は、第73条の事業期間にかかわらず、事業者が取得した設置管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 流山市総合運動公園の管理に関する基本協定が解除された場合
- (2) 事業者が、本協定、設置管理許可又は占用許可の条件若しくはその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (3) 事業者が、本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- (4) 事業者による本事業の実施が、事業者の都合により、本協定に基づき定めるスケジュールから著しく遅延する等、円滑な本事業の実施が困難と判断される場合
- (5) 第63条第3項による事業評価において、本事業の継続が不可能と判断される場合
- (6) 市事業者間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (7) 事業者の代表法人又は構成法人のいずれかが、支払停止又は支払不能となり、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き、会社更生法（平成14年法律第154

(資料14)

号)に基づく更生手続き、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停手続き、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算その他の倒産手続き又はこれらに相当する法的手続き若しくは私的整理手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合

(8) 事業者の代表法人又は構成法人のいずれかが、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合

(9) 事業者の代表法人又は構成法人のいずれかが、監督官庁により事業に係る許認可等の取消し又は停止等の処分を受け、若しくは自ら事業を休止若しくは停止した場合

(10) 事業者の代表法人又は構成法人のいずれかが、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 第三者委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を第三者委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(11) 前各号に定めるほか、前各号に準ずる事由により市が本事業を中止すべきと判断した場合

(資料14)

2 事業者は、前項の規定により本協定を解除された場合、市に対し、市に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(認定計画提出者による協定解除)

第76条 事業者は、市が市の責めに帰すべき事由により、本協定又は本協定に基づく重要な合意事項のいずれかに違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるとき、催告を行った上で、当該事由が解消されないときには、本協定を解除することができる。

2 市は、前項により本協定が解除される場合で、特定公園施設の出来形が存在する場合、本協定解除後、建設中の特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の所有権移転・引渡しを受けた上で、当該出来形に相応する対価を事業者を支払うものとする。当該支払方法については、事業者と協議の上、市が決定しなければならない。

(認定計画の認定取り消し)

第77条 市は、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、事業者に通知して、認定計画の認定を取り消すものとする。

(解除等に伴う措置)

第78条 市は、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、若しくは、本協定を解除した場合、事業者の商号又は名称、所在地、本事業の変更の内容及び理由を公表することができる。

(解除に伴う賠償等)

第79条 市は第75条第1項に基づき本協定が解除された場合に市に生じた損害の額を、事業者に対し請求することができる。

(資料14)

第10章 雑則

(協議)

第80条 市と事業者は、必要と認める場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第81条 市が、本事業の募集手続において及び本協定に基づき、事業者又はそのいずれかに対して提供した情報、書類、図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、市に帰属する。

2 市は、成果物（事業者が、本協定、募集要項等又は認定計画に基づいて市に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ。）について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

3 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

(特許権等の使用)

第82条 事業者は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

(協定上の地位の譲渡)

第83条 事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ、本協定上の地位又は本協定により生じる義務を第三者に承継させてはならない。

2 市は、事業者の本協定上の地位若しくは本協定により生じる権利義務又は公募対象公園施設に事業者が金融機関等（本事業に関して事業者に融資する金融機関等に限る。）のために担保権を設定する場合、合理的な理由なく、前項の承諾を拒絶、留保又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第84条 市及び事業者は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又

(資料14)

は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。事業期間が終了し、又は本協定を解除された後においても、同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- 4 市は、前各項の規定に関わらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守しなければならない。

(計算単位等)

- 第85条 本協定の履行に関して、市事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 2 本協定上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）、会社法（平成17年法律第86号）及び商法（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
 - 3 本協定の履行に関して、市事業者間で用いる通貨単位は、日本円とする。
 - 4 本協定の履行に関して、市事業者間で用いる言語は、日本語とする。

(相殺)

(資料14)

第86条 市は、事業者に対して金銭債権を有するときは、事業者が市に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(通知)

第87条 事業者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により市に通知しなければならない。

- (1) 事業者が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (2) 事業者が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (3) 本事業に関して事業者の所有する施設が滅失又は毀損した場合
- (4) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(準拠法)

第88条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第89条 本契約に関する紛争は、市の事務所の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(定めのない事項)

第90条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者がそれぞれ記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和●年●月●日

市 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
流山市長 井崎 義治

(資料14)

事業者 共同体名

代表法人

(所在地)

(法人名)

(代表者)

構成法人として

(所在地)

(法人名)

(代表者)

構成法人として

(所在地)

(法人名)

(代表者)

構成法人として

(所在地)

(法人名)

(代表者)

構成法人として

(所在地)

(法人名)

(代表者)

(資料14)

別表1 (第5条関係)

業務名	担当法人名
公募対象公園施設の設計	
公募対象公園施設の建設	
公募対象公園施設の管理運営	
特定公園施設の設計	
特定公園施設の建設	
利便増進施設の設計	
利便増進施設の建設	
利便増進施設の管理運営	

別表2 (第6条関係)

内容	予定日
公募対象公園施設完成予定日	令和8年●月●日
特定公園施設完成予定日	令和8年●月●日
公募対象公園施設管理運営業務開始予定日	令和8年●月●日
特定公園施設の引渡日	令和8年●月●日

(資料14)

別記1

第68条関係

リスク分担（募集要項のリスク分担表を掲載予定）